

特別乗車券について 《IKEBUS 乗車人員増加に向けた促進策》

IKEBUS の運行開始を記念し、下記の通り PRするとともに、区立小学校の児童への乗車、サポーター企業となっていたいただいた企業等へ期限を限定した特別乗車券を販売。

1. PRポスターの掲示・PRチラシの配布

IKEBUS を多くの人に知ってもらい乗車してもらえるよう、区有施設、IKEBUS サポーター企業や区と連携する団体等に協力していただき、多くの場所にポスター掲示するとともにチラシを配布していただく。

(1) ポスター掲示及びチラシ配布期間

令和元年 12 月下旬～

(2) ポスター掲示数

2,000 枚

(3) チラシ配布数

60,000 枚

(4) 協力企業等

① サポーター企業 (20 社)

(株)ビックカメラ、(株)サンシャインシティ、東京国際大学、
西武池袋本店、(株)西武ホールディングス、東武百貨店、(株)アニメイト、
(株)池袋ショッピングパーク、巣鴨信用金庫、西武信用金庫、
帝京平成大学、東京信用金庫、(株)ダウンゴ、(株)ポニーキャニオン、
(株)パルコ、(株)バンダイナムコアミューズメント、
(株)プロントコーポレーション、日本ホテル (株)、栄真(株)、
(株)リビエラ

② 関係団体等 (約 50 団体)

豊島法人会、豊島区医師会、池袋防犯協会、豊島区建設業協会 他

2. 小学生体験乗車の実施

豊島区内の小学生に IKEBUS の魅力や楽しさを感じてもらうための体験乗車を実施するため子ども招待券 (1 回乗車券) を配布する。

(1) 配布予定日

令和元年 12 月 16 日以降

(2) 配布数

区立小学校全児童：約 8,700 枚

(3) 利用期間

令和元年 12 月 18 日～令和 2 年 1 月 31 日

3. 関係団体等へ IKEBUS 特別乗車券の販売

ポスター掲示及びチラシの配布を依頼したサポーター企業や団体等に運行記念特別乗車券（1 回乗車券）を販売し多くの皆様に体験乗車していただき、その魅力を多くの人に発信してもらうことを目的とする。

(1) 販売予定日

令和元年 12 月 16 日以降

(2) 販売数

約 29,000 枚

(3) サポーター企業等への販売価格

通常価格の半額で一枚 100 円

(4) 利用期間

令和元年 12 月 18 日～令和 2 年 1 月 31 日

◆ PR チラシ表及びポスターデザイン



Design & Illustration by Eiji Mitooka + Don Design Associates

**IKE
BUS**



**イケ
バス**

運賃(1回乗車)

大人/200円
 子ども・シルバーパス /100円
 障害者手帳提示
 シルバーパス、障害者手帳をご提示ください。
 小学生が子ども運賃となります。
 なお小学生未満のお子様は無料でご乗車いただけます。

お得なフリーパス「1日乗車券」



大人
500円



子ども
シルバーパス
障害者手帳提示
250円

運行会社・お問い合わせ / WILLER EXPRESS株式会社 池袋営業所 TEL03-5957-1060 <https://travel.willer.co.jp/ikebus/>

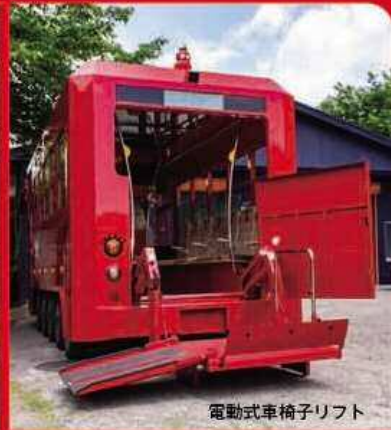
T O S H I M A O M N I B U S



◆ PR チラシ裏デザイン



外観デザイン



電動式車椅子リフト



天井にデジタルサイネージを搭載した1号車



座席背板

ROUTE MAP 路線図



IKEBUS サポーターの皆さま
私たちは **IKEBUS** 応援しています。



人の気配を感じるデザインから、
感動が生まれるオンリーワンのものになる。

IKEBUSデザイナー 水戸岡 鋭治
1947年、異山市内で洋家具店を営む両親のもとに生まれ、幼少期は生家である自然豊かな吉備沖で育ちました。大塚のデザイン会社勤務を経て70年、23歳で前身イタリアへ、72年、トーンデザイン研究所(東京都)を設立、87年、「ホテル馬場中道」のデザイン制作を機に、JR九州との仕事が始まり、九州新幹線800系やクルーズトレイン「なつて in 九州」をはじめとする革新的なコンセプトの車両や船舶、駅ビル関連の環境デザインを多数手がけ、ブルネル賞、ブルーリボン賞、グッドデザイン賞、毎日デザイン賞、若池賞賞など受賞し現在に至っています。



■チケットデザイン



令和元年12月11日
WEX19第42号

関東運輸局長 殿

住 所 東京都江東区新木場1-18-13
氏名又は名称 WILLER EXPRESS株式会社
代 表 者 名 代表取締役 平山 幸司 印略

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃変更届出書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃を変更したいので、道路運送法第9条及び同法施行規則第9条の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

以上

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

住 所 東京都江東区新木場1-18-13
氏名又は名称 WILLER EXPRESS株式会社
代 表 者 名 代表取締役 平山 幸司

2. 設定又は変更しようとする運賃を適用する路線

地域公共交通会議で協議された路線

3. 設定又は変更しようとする運賃の種類、額及び適用方法

別紙1のとおり

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

適用する期間：令和元年12月18日～令和2年1月31日

条 件 ：WILLER EXPRESS株式会社が発行する一回券(特殊)を利用する場合に限る。

5. 実施予定日

令和元年年12月18日

■ 設定又は変更しようとする運賃の種類、額及び適用方法

1.運賃の種類、額 【新事項】（適用期間：令和元年12月18日～令和2年1月31日）

	一回券	<u>一回券(特殊)</u>	3時間券	一日券	二日券
大人	200円	<u>100円</u>	300円	500円	800円
高齢者	100円		100円	250円	400円
障がい者					
子ども		<u>0円</u>			

2.運賃の適用方法(変更なし)

- イ.高齢者は、シルバーパスの提示者が対象
- ロ.障がい者は、障がい者手帳の提示者が対象
- ハ.子どもは、小学生以下が対象（未就学児は無料）

1.運賃の種類、額 【旧事項】

	一回券	3時間券	一日券	二日券
大人	200円	300円	500円	800円
高齢者	100円	100円	250円	400円
障がい者				
子ども				

2.運賃の適用方法(変更なし)

- イ.高齢者は、シルバーパスの提示者が対象
- ロ.障がい者は、障がい者手帳の提示者が対象
- ハ.子どもは、小学生以下が対象（未就学児は無料）

届出の根拠

WEX19第35号 令和元年8月26日付

池袋副都心移動システム(IKE BUS)の運行について（参考資料）

1.IKE BUSの運行について

(5)事業計画(案)

運賃

(注記)

- ※ 券種については、運行開始後の状況を踏まえて販売の要否を検討。
- ※ 上記以外の券種については、区と協議の上、要否を決定し、本会議に報告致します。

【豊島区との協議事項】

- 1).年月日：令和元年12月5日
- 2).先方：豊島区役所 土木担当部長 原島克典様
当方：WILLER 株式会社 MaaS Business Development Dept.地域プロジェクトチーム 箱田 大輔
- 3).協議事項
 - ・IKE BUSを豊島区民、並びに豊島区の企業の方に知って頂く為に、1回乗車券(特殊)を設定し、優待券、招待券として販売・配布する。
 - ・1回乗車券(特殊)大人100円[優待券]を、WILLER EPXRESS株式会社が販売する。
 - ・1回乗車券(特殊)子ども0円[招待券]を、WILLER EPXRESS株式会社が作成する。
 - ・1回乗車券(特殊)は、令和元年12月18日～令和2年1月31日を適用期間とする。